農地等賃貸借契約書

賃貸人 と賃借人 農事組合法人あさひとの間に、次のとおり土地の賃貸借契約を締結する。

(目的および土地の表示)

第1条 賃貸人は、別紙に表示の所有する土地を、農事組合法人あさひの農産物の耕作等の目的をもって賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借することを約す。

なお、水田転作率の増減により、年度によって若干の面積増減があるがその部分については、別に集計する「実作付面積一覧表」により双方が確認し、本契約各条項に準じた扱いとする。

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借の期間は、10年とする。

(賃貸借料の支払)

第3条 賃貸借料は別に総会で定めるものとし、賃借人は毎年12月末までに賃貸人に持参または送金して支払うものとする。

2 賃貸人が、銀行振り込みを希望し、その口座番号を賃借人に示したときは、賃借人は、その口座に振り込み支払するものとする。振り込み手数料は、賃貸人の負担とする。

(目的外使用の禁止)

第4条 賃借人は、本件土地を、農産物の生産目的以外で使用することはできない。

(事前承諾)

第5条 賃借人に次の事由の生じたときは、賃借人は、事前に賃貸人に報告し、賃貸人の 書面による承諾を受けることが必要である。

- 1. 賃借権を第三者に譲渡しようとするとき
- 2. 本件土地を第三者に転貸するとき
- 3. 上記事項と実質的に同様の結果をもたらす行為をするとき

(規定外事項)

第6条 賃貸人と賃借人は、相互に信義を重んじ、誠実にこの契約各条項を履行するものとし、この契約各条項に定めのない事項の生じたとき、又は、契約各条項の解釈につき疑義が生じたときは、誠意をもって協議解決するものとする。

上記のとおり契約が成立したので、その証として本契約書を作成し、各自署名押印するものとする。なお、原本は賃借人が保管し、その写しを賃貸人が保管するものとする。

平成19年2月3日

賃貸人 新潟市黒鳥

氏名

賃借人 新潟市黒鳥 2085 番地 氏名 農事組合法人 あさひ